



今月の言葉

## 春はあけぼの

『春はあけぼの。やうやう白くなりゆく山ぎは少し明かりて、  
紫だちたる雲の細くたなびきたる。(枕草子)』

まだ暗い暁(あかつき)から、東の方が少しずつ  
ほのぼのと明けはじめ、曙(あけぼの)となり、1日が始まる。  
～日本人の美意識の根底にある“時”の感覚ですね。

(『懐かしい日本の言葉』より)



蔵王連峰を背景に映える白石川と一目千本桜

photo by K.Kobayashi

春がやってきましたね。と言いたいところですが、今年の4月初めは雪が舞ったり、風が強かったりと、肌寒い日が続いていますね。暖かな太陽の日差しが待ち遠しいです。

さて、4月10日、日本司法支援センター【通称“法テラス”】が設立されました。

この“法テラス”という名前には「法で社会を明るく照らしたい。」「陽当たりの良いテラスのように皆様  
が安心できる場所にしたい。」という思いが込められています。では、これがどのようなことをしてくれる機  
関なのか?というと、全国どこでも等しく法的な支援が受けられるように必要な情報やサービスを提供して  
くれるものであり、本年10月頃から業務を開始する予定です。

法テラスに対する意見募集も行っていますので詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

⇒ <http://www.moj.go.jp/SHIHOUSHIEN/>

司法書士・行政書士 門田 修  
社会保険労務士 門田 陽子





### 5月1日「新・会社法」がスタートします！

「会社法の施行期日を定める政令」(平成18年政令第77号)が3月29日に公布されました。これにより会社法の施行期日は平成18年5月1日と正式に決定しました。これにより何がかわるのか?については本年の1月・2月号の別冊で、大まかにではありますが、お伝えしてきたところです。具体的に「有限会社から株式会社への移行の手続きはどうすればいいの?」とか「うちの会社の定款を変えたいがどうすればいいか?」などご質問があれば、遠慮なくお問い合わせください。

ちなみに5月1日以降、全ての会社において登記事項が職権で抹消されたり、追加されたりということがありますが、会社自ら変更手続きや登記申請手続きをするような必要はありません。但し、一部登記をしなければならぬ事項もありますのでご心配な方はご一報ください。



### 「労働時間設定改善法」が施行されました。(4/1)

「労働時間」と「労働者の自発的な職業能力開発、家庭生活、地域活動等に必要時間」とを柔軟に組み合わせ、心身共に充実した状態で意欲と能力を発揮していくための環境整備を進めるための法律です。



### 「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、社会保険労務士業務にも追加されました。(3/27)



### 「児童手当」が拡充されました。(4/1)

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、**小学校6年生**(12歳到達後最初の年度末)までに拡大されます。

また、併せて**所得制限が引き上げ**られます。

現在、支給を受けていない方は市区町村の窓口で、**認定請求**の手続きが必要です。



### 「労働保険の年度更新」の準備はお早めに。

この4月から労災保険料率等が変更になりました。

3月号でもご案内の通り、労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は、年度毎に概算で申告・納付し翌年度当初に確定申告の上、精算します。今年度分の手続(平成17年度分確定・平成18年度分概算申告)は5月22日が第1期・期限です。

また労災保険料率は3年ごとに見直しが行われることになっており、今年はその年にあたります。

今回は料率が引き上げられる業種が13、引き下げられる業種が23、新設業種が3業種です。

#### ①労災保険率の改正

- ・料率の引上...引き上げ幅1,000分の0.5~1  
「化学工業」「交通運輸業」「林業」「採石業」など
- ・料率の引下...引き下げ幅1,000分の0.5~9  
「海面漁業」「水力発電、隧道新設事業」

#### ②業種区分の改正

新設業種として、「通信業、放送業、新聞業または出版業」と「金融業、保険業または不動産業」(保険料率1,000分の4.5)、また、「卸売業、小売業、飲食または宿泊業」(保険料率1,000分の5)が「その他の各種事業」から分離独立しました。

#### ③建設事業のうち一部種類に掛かる労務比率改正:略

#### ④第2種特別加入保険料の内、農作業の料率改正:略

### 秘書ミズホの ワンポイントリフレ VOL.4

「肩が凝った・・・」そんなとき。

～refresh～

もともと、あまり大きな動作を行わない肩の筋肉は、血液の循環が悪くなりこりやすい場所です。リフレクソロジーで血行を促進しましょう。

肩周りの反射区は、足の指の付け根の部分に集中しています。肩の反射区は、薬指と小指の骨の間。足裏、甲の両面から下へ何箇所か押してみましょう。

肩こりは、内臓やストレスなど様々な原因が考えられるので、足裏全体をもみほぐすとより効果的です。



～relax～

肩こり解消の第一は、温めること。少し熱めのお湯を洗面器にはり、両手を10分位つけておきます。それだけでも効果は期待できますが、血行促進効果のあるローズマリー、リラックス効果のあるラベンダーのエッセンシャルオイルを数滴入れてみるのもおすすめです。



最新の情報を常に分かりやすく、迅速にお届けしています。



<http://www.kadota-office.com/>

Kadota office.com 2006.4 #発行:2006年4月1日 #編集・構成:Kadota-Office



3/25、冬季閉鎖期間が終了したばかりの東北大学植物園に行きました。そこかしこに春の息吹がいっぱい!今期から発売された1年間自由に植物園を楽しむGreenpassはオススメです!

編集後記:プロ野球・阪神の金本知憲選手が4月9日の試合で、904試合連続全インニング出場を達成し、カル・リブケン氏の大リーグ記録を抜きました。プロのスポーツ選手という怪我をするのが当然のような立場でありながら、大きな怪我をすることなく、また疲れがあるからといって休むこともなく、しかも良い成績もきちんと残した上で、この記録までたどり着くということは並大抵の努力では無理でしょう。年間130試合と考えても7年がかりですものね。この金本選手といい、フィギアスケートの荒川選手といい、仙台にゆかりのある方が活躍されることは、ミーハーですがとても嬉しいことです。彼らのように素晴らしい記録を残せたのは、一日一日やるべきことをきちんとやっているからなのでしょうね。日々の積み重ねの先にこそ輝く未来がある。そう思って毎日を過ごしていきたいと思います。

発行: 門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修  
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758 URL: <http://www.kadota-office.com/>

☞ 門田修宛: osamu.k@kadota-office.com ☞ 門田陽子宛: yoko.k@kadota-office.com

✍ 修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> ✍ 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

